

弁護士費用一覧表 (民事関係)

弁護士費用には、法律相談料・着手金・報酬金・手数料・顧問料および日当があります。

- 1 法律相談料 1時間まで5000円 (+消費税)
以後30分ごとに5000円 (+消費税)

2 民事事件

着手金は、事件等の依頼を受けたとき、事務処理の開始時にお支払いただくものです。事件等の対象の経済的利益の額を基準として算定します ((1)以降をご参照下さい)。

報酬の内金ではなく、手付金とも異なります。

報酬金は、事件等の処理が終了したときにお支払いただくものです。委任事務処理により確保した経済的利益の額を基準として (成功の程度に応じて) 算定します ((1)以降をご参照下さい)。

実費等は、事件処理に必要な収入印紙代・郵便切手代・謄写料・交通通信費・宿泊料・保証金・供託金その他の実費をいいます。これは、その都度請求させていただくか、事件終了時まで事務所に立て替え、終了時に清算させていただきます。

なお、経済的利益が算定不能のときは、800万円を標準とし、事件等の難易・軽重・手数の繁簡・依頼者の受ける利益等を考慮して適正妥当な範囲内で増減することになります。

(1) 訴訟 (非訟・家事審判・行政審判等・仲裁) 事件

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8%	16%
300万円を超え3000万円以下の場合	5% + 9万円	10% + 18万円
3000万円を超え3億円以下の場合	3% + 69万円	6% + 138万円

事件の内容により、30%の範囲内で増減額します。

着手金は、10万円を最低額とします。

(2) 調停及び示談交渉 (裁判外の和解交渉) 事件

上記(1)に準じます。ただし、事情により3分の2に減額することができます。着手金は、10万円を最低額とします。

(3) 保全命令 (仮差押・仮処分) 申立事件等

- ① 保全命令申立事件の着手金は、(1)の2分の1の金額とします。
審尋・口頭弁論を経た場合は、(1)の3分の2とします。
着手金は、10万円を最低額とします。
- ② 保全手続により本案の目的を達したときは、報酬金は(1)に準じる場合があります。

(4) 民事執行事件等

- ① 着手金は、(1)の2分の1とし、5万円を最低額とします。
- ② 報酬金は、(1)の4分の1とします。

(5) 離婚事件

離婚事件の内容	着手金	報酬金
離婚調停・離婚交渉事件	30万円が標準	30万円が標準
離婚訴訟事件	40万円が標準	40万円が標準

離婚の調停に引き続き訴訟を受任するときの着手金は、上記の2分の1とします。

財産分与・慰謝料などの財産給付を伴うときは、前記(1)・(2)の額以下の適正妥当な額を加算することになります。

(6) 契約締結交渉

経済的利益の額	着手金
300万円以下の場合	2%
300万円を超え3000万円以下の場合	1%+3万円
3000万円を超え3億円以下の場合	0.5%+18万円

着手金は、10万円を最低額とします。

報酬金は、着手金の2倍の額とします。

(7) 倒産整理事件

① 破産事件の着手金

自己破産事件 事業者は、50万円～ 非事業者は、20万円～

自己破産以外の破産事件 50万円～

② 破産事件の報酬金

原則として発生しませんが、特別の事情がある場合(例：免責不許可となり抗告した場合など)には、協議によりご請求することがあります。

③ 民事再生事件の着手金

事業者は、100万円～ 非事業者は、30万円～

小規模個人再生事件および給与所得者等再生事件 20万円～

依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量及び既に受けている着手金または報酬金の額を考慮したうえで、月額で定める弁護士報酬をご請求することがあります。

④ 民事再生事件の報酬金

(1)を準用します。経済的利益は、弁済額・免除債権額・延払による利益および企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮します。ただし、報酬金は依頼者が再生計画認可決定を受けたときに限りこれを受け取るようになります。

⑤ 任意整理事件の着手金

事業者の任意整理事件 50万円～

非事業者の任意整理事件 債権者1社につき2万円

⑥ 任意整理事件の報酬金

非事業者の任意整理事件では、債権者1社につき2万円に、減額された金額の1割、及び過払金請求で取り戻した金額の1割を加算して算定します。

3 手数料（原則として1回程度の手続や委任事務処理で終了する事件に関する事務処理の対価）

(1) 法律関係調査 3万円以上20万円以下を基本とします。

(2) 契約書作成	経済的利益の額		手数料
	定型	1000万円未満	
	1000万円以上1億円未満	10～30万円	
非定型	300万円以下	10万円	
	300万円を超え3000万円以下	1%+7万円	

※ 公正証書にする場合は、3万円を加算します。

(3) 内容証明郵便作成 弁護士名表示なし 1万円以上3万円以下
 弁護士名表示あり 3万円以上5万円以下

(4) 遺言書作成	経済的利益の額		手数料
	定型		
非定型	300万円以下	20万円	
	300万円を超え3000万円以下	1%+7万円	
	3000万円を超え3億円以下の場合	0.3%+38万円	

※ 公正証書にする場合は、3万円を加算します。

(5) 遺言執行	経済的利益の額		手数料
	300万円以下		
300万円を超え3000万円以下の場合		2%+24万円	
3000万円を超え3億円以下の場合		1%+54万円	

※ 特に複雑なまたは特殊な事情がある場合には、協議により定めます。

4 顧問料（契約により継続的に行う一定の法律事務の対価）

事業者 月額5万円以上

非事業者 年額6万円以上（月額5000円以上）

5 日当（弁護士が委任事務処理のため、移動によりその事件等のために拘束されることの対価）

半日（往復2時間を超え4時間まで） 3万円以上 5万円以下

1日（往復4時間を超える場合） 5万円以上10万円以下

6 その他

事件の個数は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごと（1審→控訴審→上告審）に、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とします。

ただし、同一弁護士が引き続き同一事件の上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けます。

弁護士費用算定額一覧

経済的 利益の額 万円	賞与金 標準額 円	報酬金 標準額 円	経済的 利益の額 万円	賞与金 標準額 円	報酬金 標準額 円	経済的 利益の額 万円	賞与金 標準額 円	報酬金 標準額 円
	8%	16%	610	395,000	790,000	1,750	965,000	1,930,000
50	100,000	80,000	620	400,000	800,000	1,800	990,000	1,980,000
100	100,000	160,000	630	405,000	810,000	1,850	1,015,000	2,030,000
110	100,000	176,000	640	410,000	820,000	1,900	1,040,000	2,080,000
120	100,000	192,000	650	415,000	830,000	2,000	1,090,000	2,180,000
130	104,000	208,000	660	420,000	840,000	2,100	1,140,000	2,280,000
140	112,000	224,000	670	425,000	850,000	2,200	1,190,000	2,380,000
150	120,000	240,000	680	430,000	860,000	2,300	1,240,000	2,480,000
160	128,000	256,000	690	435,000	870,000	2,400	1,290,000	2,580,000
170	136,000	272,000	700	440,000	880,000	2,500	1,340,000	2,680,000
180	144,000	288,000	710	445,000	890,000	2,600	1,390,000	2,780,000
190	152,000	304,000	720	450,000	900,000	2,700	1,440,000	2,880,000
200	160,000	320,000	730	455,000	910,000	2,800	1,490,000	2,980,000
210	168,000	336,000	740	460,000	920,000	3,000	1,590,000	3,180,000
220	176,000	352,000	750	465,000	930,000		3%+69万円	6%+138万円
230	184,000	368,000	760	470,000	940,000	3,500	1,740,000	3,480,000
240	192,000	384,000	770	475,000	950,000	4,000	1,890,000	3,780,000
250	200,000	400,000	780	480,000	960,000	4,500	2,040,000	4,080,000
260	208,000	416,000	790	485,000	970,000	5,000	2,190,000	4,380,000
270	216,000	432,000	800	490,000	980,000	5,500	2,340,000	4,680,000
280	224,000	448,000	810	495,000	990,000	6,000	2,490,000	4,980,000
290	232,000	464,000	820	500,000	1,000,000	6,500	2,640,000	5,280,000
300	240,000	480,000	830	505,000	1,010,000	7,000	2,790,000	5,580,000
	5%+9万円	10%+18万円	840	510,000	1,020,000	7,500	2,940,000	5,880,000
310	245,000	490,000	850	515,000	1,030,000	8,000	3,090,000	6,180,000
320	250,000	500,000	860	520,000	1,040,000	8,500	3,240,000	6,480,000
330	255,000	510,000	870	525,000	1,050,000	9,000	3,390,000	6,780,000
340	260,000	520,000	880	530,000	1,060,000	10,000	3,690,000	7,380,000
350	265,000	530,000	890	535,000	1,070,000	11,000	3,990,000	7,980,000
360	270,000	540,000	900	540,000	1,080,000	12,000	4,290,000	8,580,000
370	275,000	550,000	910	545,000	1,090,000	13,000	4,590,000	9,180,000
380	280,000	560,000	920	550,000	1,100,000	14,000	4,890,000	9,780,000
390	285,000	570,000	930	555,000	1,110,000	15,000	5,190,000	10,380,000
400	290,000	580,000	940	560,000	1,120,000	16,000	5,490,000	10,980,000
410	295,000	590,000	950	565,000	1,130,000	17,000	5,790,000	11,580,000
420	300,000	600,000	960	570,000	1,140,000	18,000	6,090,000	12,180,000
430	305,000	610,000	970	575,000	1,150,000	19,000	6,390,000	12,780,000
440	310,000	620,000	980	580,000	1,160,000	20,000	6,690,000	13,380,000
450	315,000	630,000	990	585,000	1,170,000	30,000	9,690,000	19,380,000
460	320,000	640,000	1,000	590,000	1,180,000		2%+369万円	4%+738万円
470	325,000	650,000	1,050	615,000	1,230,000	40,000	11,690,000	23,380,000
480	330,000	660,000	1,100	640,000	1,280,000	50,000	13,690,000	27,380,000
490	335,000	670,000	1,150	665,000	1,330,000	60,000	15,690,000	31,380,000
500	340,000	680,000	1,200	690,000	1,380,000	70,000	17,690,000	35,380,000
510	345,000	690,000	1,250	715,000	1,430,000	80,000	19,690,000	39,380,000
520	350,000	700,000	1,300	740,000	1,480,000	90,000	21,690,000	43,380,000
530	355,000	710,000	1,350	765,000	1,530,000	100,000	23,690,000	47,380,000
540	360,000	720,000	1,400	790,000	1,580,000	150,000	33,690,000	67,380,000
550	365,000	730,000	1,450	815,000	1,630,000	200,000	43,690,000	87,380,000
560	370,000	740,000	1,500	840,000	1,680,000	250,000	53,690,000	107,380,000
570	375,000	750,000	1,550	865,000	1,730,000	300,000	63,690,000	127,380,000
580	380,000	760,000	1,600	890,000	1,780,000	400,000	83,690,000	167,380,000
590	385,000	770,000	1,650	915,000	1,830,000	500,000	103,690,000	207,380,000
600	390,000	780,000	1,700	940,000	1,880,000	1,000,000	203,690,000	407,380,000

弁護士費用一覧表 (刑事関係)

1 刑事事件

(1) 着手金

事案簡明な事件	起訴前	20万円以上50万円以下
	起訴後	20万円以上50万円以下
それ以外の事件		50万円以上

(2) 報酬金

事案簡明な事件	起訴前	不起訴	20万円以上50万円以下
		求略式命令	上記を超えない金額
	起訴後	刑の執行猶予	20万円以上50万円以下
		刑が軽減された場合	上記を超えない金額
それ以外の事件	起訴前	不起訴	50万円以上
		求略式命令	50万円以上
	起訴後	無罪	60万円以上
		刑の執行猶予	50万円以上
		刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額

2 少年事件

(1) 着手金

家裁送致前・送致後 20万円以上50万円以下

抗告・再抗告・保護処分取消 20万円以上40万円以下

※ 家裁送致前に受任した少年事件は、家裁に送致されても同一事件とみなします。

(2) 報酬金

非行事実なしの審判不開始・不処分 50万円以上

その他 20万円以上50万円以下

3 実費等

記録謄写料・交通通信費・宿泊料・保釈保証金・その他の実費を請求させていただきます。また、概算によりあらかじめお預かりする場合があります。

4 その他

事件の個数は、1件ごとに定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とします。ただし、同一弁護士が引き続き上訴審を受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみを受けます。